

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充 (国21)(法人税:義、所得税:外) (地20)(法人住民税、事業税:義、個人住民税:外)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	要望の内容	<p>(1)国税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業高度化・事業革新促進地域の効果的な活用のための特例措置の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。 ○投資税額控除率等 <ul style="list-style-type: none"> ・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。 ○対象資産の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・対象資産に「研究開発用の器具・備品」を追加。 ○投資税額控除・特別償却の下限取得価額の引き下げ <ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置、器具及び備品等の下限取得価額を100万円へ引き下げ。 <p>(2)地方税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業高度化・事業革新促進地域において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、個人住民税、法人住民税(法人税割)及び事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。
3	担当部局	政策統括官(沖縄政策担当)産業担当参事官室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○平成14年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化地域 創設 ○平成19年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化地域 延長 ○平成24年度 <ul style="list-style-type: none"> ・産業高度化・事業革新促進地域 創設 ・産業高度化地域 廃止
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。</p>

このため、産業高度化・事業革新に資する企業や製造業等の集積、当該企業等による設備投資や研究開発等を促進することで、沖縄の優位性・潜在性を活かした産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。

《政策目的の根拠》

○沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)

(目的)

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化(事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。)又は事業革新(沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。)に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。

(産業高度化・事業革新促進計画の作成等)

第三十五条 沖縄県知事は、産業高度化及び事業革新を促進するための計画(以下「産業高度化・事業革新促進計画」という。)を定めることができる。

2 産業高度化・事業革新促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化又は事業革新が相当程度図られると見込まれる地域であって、当該産業高度化又は事業革新を効果的に図るため必要とされる政令で定める要件を備えているもの(以下「産業高度化・事業革新促進地域」という。)の区域

三 略

3～7 略

(産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等)

第三十五条の三 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高

		<p>度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置（製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。）の実施に関する計画（以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。</p> <p>2～7項 略</p> <p>○沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定）</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(4) 産業イノベーションの推進</p> <p>沖縄は、広大な海域と豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品開発や新たな事業を創出する高いポテンシャルを有している。</p> <p>沖縄のポテンシャルを活用した産業イノベーションを推進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図り、沖縄の地域資源を活用した新事業の創出、企業の製品開発力・技術力の向上等を目指す。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策】11 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】① 沖縄の自主性・自律性の確保に係る施策の推進</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>平成33年までに、沖縄県の製造品出荷額等を平成24年比で1.4倍へ増加させる。</p> <p>※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度としたい。</p> <p>(データ(工業統計調査)の制約上、上記目標は「年度」ではなく「年」単位とした)</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)の目標値を用いることとする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>・沖縄県の製造品出荷額等の増加</p> <p>※「製造品出荷額等」は経済産業省の工業統計調査の数値を使用。</p>

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 <p>沖縄の優位性・潜在性を活用した産業イノベーションを促進し、沖縄の幅広いものづくり産業の基盤となる製造業等の振興を図ることは、沖縄における民間主導の自立型経済の構築に寄与するものである。</p>																							
8	有効性等	① 適用数等	<p>(過去3年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>20件</td> <td>20件</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>223258千円</td> <td>328961千円</td> <td>227817千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別償却</td> <td>適用件数</td> <td>1件</td> <td>0件</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>償却額</td> <td>19270千円</td> <td>0円</td> <td>17170千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※平成23年度までは本制度の前身である「産業高度化地域」の実績値。 ※「適用件数」については、認定された実施計画単位で計算しているが、1法人が複数の認定を受けている事例もあることから、法人数とは一致しない。 ※今後、平年度で投資税額控除275百万円、特別償却21百万円程度の適用を見込む。</p> <p>直近3年間に上述の利用実績があったことなどから、租税特別措置によるインセンティブには一定程度の効果があったと考えられる。</p> <p>また、本地域制度は、産業高度化・事業革新促進事業や製造業等に限定して税制措置等を適用するものであるため、自ずとその対象は限られることになるが、当該偏りは制度趣旨上のものであることから、想定外に特定の者に偏っている状況ではない。</p>			平成22年度	平成23年度	平成24年度	投資税額控除	適用件数	20件	20件	15件	控除額	223258千円	328961千円	227817千円	特別償却	適用件数	1件	0件	1件	償却額	19270千円	0円	17170千円
		平成22年度	平成23年度	平成24年度																						
投資税額控除	適用件数	20件	20件	15件																						
	控除額	223258千円	328961千円	227817千円																						
特別償却	適用件数	1件	0件	1件																						
	償却額	19270千円	0円	17170千円																						
		② 減収額	<p>(過去3年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>229039千円</td> <td>328961千円</td> <td>232968千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後は、平年度で280百万円程度の減収額を見込む。 ※「租税特別措置の適用実態調査」は平成23年度の実績のみであるため、平成22年度、平成24年度の実績も把握可能な沖縄県調査を活用した。</p>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	減収額	229039千円	328961千円	232968千円															
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																							
減収額	229039千円	328961千円	232968千円																							
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H14~H33)</p> <p>沖縄では、バイオベンチャー企業が、平成24年に平成14年比で3倍近く増加しており、また、沖縄科学技術大学院大学(OIST)等の先端的な研究機関の立地や企業との共同研究等の動きもみられるなど、沖縄の地域資源を生かしたイノベーション創出に資する環境が整いつつある。他方で、県内総生産に占める製造業の割合は未だ4.8%(全国平均は16.5%)と、製造業等の基盤は引き続き脆弱な状況であることから、今後もより一層の振興が必要な状況。</p>																							

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H14～H33)</p> <p>前回要望時(平成23年度)の目標:沖縄県の製造品出荷額を平成24年度に比べて平成33年度には1.5倍に増加させる。</p> <p>※上記目標設定後に沖縄県により作成された沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)において、同出荷額を1.4倍とする目標が設定されたことから、今回要望より当該目標への修正を行った。</p> <p>最新の工業統計調査(平成22年実績)によれば、沖縄における製造品出荷額等は、平成14年比で0.99倍となっている。ただし、これは世界的な同時不況によるものであると予想され、平成20年には1.06倍となっているなど、トレンドとしては一定程度の増加が見られる。また、平成14年度から平成24年度までに、租税特別措置は投資税額控除176件、特別償却36件の活用があったことから、租税特別措置等による効果も一定程度あったと考えられる。</p> <p>しかしながら、県内総生産に占める製造業の割合は4.8%(全国平均は16.5%)と、製造業等の基盤は未だ脆弱な状況であることから、今後も、租税特別措置等による一層の振興が必要な状況。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H26～H29)</p> <p>本土から遠隔にあること等の産業立地先としての不利性や経済構造上の脆弱性から、産業高度化・事業革新促進事業や製造業等の集積・発展、設備投資や研究開発等が停滞すると考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H26～H33)</p> <p>平成14年度から平成24年度までに、投資税額控除は176件、特別償却は36件の活用があり、この間、沖縄県の地域資源等を活用したバイオベンチャー企業数が3倍近くに増加していることなどから、当該税制措置は沖縄県における自立型経済の発展に寄与しており、是認すべきものと考えられる。また、近年では、こうしたバイオベンチャー企業に加え、沖縄科学技術大学院大学(OIST)等の先端的な研究機関の集積も進んでおり、今後、沖縄県の優位性・潜在性を活かしたイノベーションがより期待されることから、将来においても、本税制措置は是認すべきものであると考えられる。</p>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>産業高度化・事業革新促進地域においては、機械修理業、デザイン業、商品検査業等、多様な業種を産業高度化・事業革新促進事業と定義しており、また、その企業規模等も多様である。これら多様な企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資等を促す手段としては、特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業が一定の裁量の下で設備投資等に関する経営判断を行うことが出来る税制措置が適当であり、その活用は妥当と考えられる。</p> <p>また、本地域制度においては、事業認定等のスキームを通じて、沖縄にお</p>

		ける産業高度化や事業革新、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価実施時期:平成 23 年度